

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 優良図書の推奨
- 有害図書の指定

指導監査課

- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

水産課

### 【公告】

- 公共測量の実施
- 公共測量の終了

監理課

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 道路の位置の指定

都市計画課  
建築指導課

### 【監査公表】

- 岡山県職員措置請求に基づく監査の結果

監査事務局

の公表

### 【公安委員会】

- 運転免許取得者等教育の認定の一部改正
- 運転免許取得者等検査の認定の一部改正

運転免許課

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第五項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和七年二月四日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	浅井
岡山県監査委員	飛山
	美
	保
	正
	子
	徹

# 令和7年2月4日 岡山県公報 第12673号

## 一 請求の内容

1 請求の日 令和6年12月6日

2 請求人

岡山市北区奥田1丁目11番20号

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表理事 光成 卓明

3 請求の要旨

(原文のまま記載。ただし、項目番号などについては本編に合わせて調整)

(1)岡山県知事に対する措置請求の要旨

① 岡山県が、岡山県議会議員鳥井良輔に対し、令和5年9月30日から同年10月12日の期間、アメリカ合衆国・英国領ヴァージン諸島を視察先として行った海外視察旅行の旅費940,647円の支出は違法なので、上記鳥井議員に対して、金940,647円及びこれに対する令和5年12月22日から年3分の割合による金員を岡山県に支払うよう請求することを求める。

② 岡山県が、岡山県議会議員本山紘司に対し、令和6年1月21日から同月24日の期間、台湾を視察先として行った海外視察旅行の旅費及び役務費331,286円の支出は違法なので、上記本山議員に対して、金331,286円及びこれに対する令和6年4月6日から年3分の割合による金員を岡山県に支払うよう請求することを求める。

(2)措置請求の理由

① 鳥井良輔議員

1)鳥井議員の海外視察旅行

岡山県議会議員鳥井良輔は、令和5年9月30日から同年10月12日の期間、アメリカ合衆国・英国領ヴァージン諸島を視察先として海外視察旅行を行った。

2)岡山県の旅費の支出

岡山県は、前記海外視察旅行の旅費として、令和5年12月8日鳥井議員に対し金940,647円の支出負担行為決議を行い、同月21日これを鳥井議員に対して支払った。

3)鳥井議員の視察旅行の日程と内容

当該旅行の日程及び内容は、以下のとおりである。

ア 9月30日(土)

07:05 岡山空港発

11:00 羽田空港発

10:55 ジョン・F・ケネディ空港着

ヘリポート視察

ニューヨーク市宿泊

イ 10月1日(日)

09:40 ニューアーク・リバティ国際空港発

13:41 サンファン・ルイス・ムニョス・マリン国際空港着

午後 サンファン・ベイにてマリーナ2か所視察

カロリナ市宿泊

ウ 10月2日(月)

午前 プエルト・チコにてマリーナ2か所視察

午後 パルマス・デル・マールにてマリーナ1か所視察

カロリナ市宿泊

エ 10月3日(火)

10:45 ルイス・ムニョス・マリン国際空港発

11:30 テランス・B・レットサム国際空港(ヴァージン諸島トルトラ島)着

15:30 トルトラ島ナニーケイにて乗船(船上泊)

オ 10月4日(水)

午前 トルトラ島ナニーケイを出航

- 午後 ノーマン島着（船上泊）
- カ 10月5日（木）  
午前 ノーマン島発  
午後 ゴルダ島セント・トーマス湾着（船上泊）
- キ 10月6日（金）  
午前 ゴルダ島セント・トーマス湾発  
午後 ゴルダ島レヴェリック湾着（船上泊）
- ク 10月7日（土）  
午前 ゴルダ島レヴェリック湾発  
午後 スクラブ島着（船上泊）
- ケ 10月8日（日）  
午前 スクラブ島発  
トルトラ島ナニーケイ着（下船）  
12：00 テランス・B・レットサム国際空港発  
12：45 フォートローダーデール・ハリウッド国際空港（フロリダ州）着
- コ 10月9日（月）  
午前 フォートローダーデールにてマリーナ1か所視察  
（時刻不明）国際ヨット仲買人協会メンバーと面談  
午後 （日程表には、「マイアミビーチでマリーナ視察」と記載されているが、  
鳥井議員の報告書に記載がなく、不明）  
フォートローダーデール市宿泊
- サ 10月10日（火）  
09：00～10：00 在マイアミ日本国総領事館訪問  
12：50 フォートローダーデール・ハリウッド国際空港発  
15：25 ワシントン・ダレス国際空港着  
ワシントン市宿泊
- シ 10月11日（水）  
12：15 ワシントン・ダレス国際空港発  
機中泊
- ス 10月12日（木）  
15：20 羽田空港着  
18：00 羽田空港発  
19：15 岡山空港着

4) 岡山県の支出の内訳

岡山県が本件旅行について行った支出の内訳は、

ア 航空運賃	664,506 円
イ 旅行雑費（空港税等）	8,800 円
ウ 日当	78,400 円
エ 宿泊料（9月30日、10月1、2、8、9、10日）	121,200 円
オ 食卓料（10月3～7日）	38,500 円
カ 国内航空運賃	29,241 円
（小計）	940,647 円

である。

5) 視察目的と視察対象の性格等

ア 鳥井議員の視察目的は、同議員の議員派遣申請書によれば、「瀬戸内海クルーズ環境整備・スーパーヨット誘致に向けた調査」とされている。

なお、「ヨット」は、日本語においてはふつう「縦帆を使った小型の帆船(sailing yacht)」を指すが、本来の字義はレジャー用船艇を広く意味する。その中で「スーパーヨット」は、

全長 80 フィート (24m) 以上の特に大型のクルーザーの呼称で、外国人富裕層などが個人所有し、広く豪華な居住区間と居住設備を有し、高級ホテルの代わりとして応接や接待、宿泊の場として用いられることがあるとされる。

イ 鳥井議員は、本件旅行において、10月3日から8日までの足掛け6日間のカリブ海クルーズに参加した。同議員が乗船した船舶については報告書にも記述がないので、どのような船舶かは（ヨットかどうかも含めて）わからない。また、報告書によっては（商業クルーズの場合は、寄港地ごとに上陸観光がオプション・ツアーとして組み込まれているが）寄港地で上陸したか否かもわからない。

足掛け13日間の旅行中に船旅以外に行ったとして報告書に記載されているのは、①マリーナ計5か所の「視察」、②ニューヨークでのヘリポートの「視察」、③国際ヨット仲買人協会メンバーとの面談、④総領事館の訪問、である。これらの日程中に通訳が用いられた形跡はうかがえず（通訳料は役務費としても支出されていない）、「視察」については報告書によっては<見て回った>ことしかわからない。

ウ 鳥井議員の「旅行」に関する旅費としては、前記のとおり航空運賃しか支出されておらず、船旅そのものに係る費用は支出されていない。また、鳥井議員は報告書中で、「今回アジア系の利用者は我々だけであった」と述べているので、①同議員の旅行には日本人の同行者があったこと、②クルーズ自体は旅行会社が企画販売したツアーであり、鳥井議員はそれを利用したものであること、が強く推定される。

いわゆる「スーパーヨット」は前述のとおりその大半が富裕層の個人所有なので、商業目的（乗船客を募集して行う商業クルーズ）に利用されることはほとんどない。商業クルーズに利用されるのは、いわゆる「豪華クルーズ船」（証拠として提出したザ・リッツ・カールトンの「エブリマ」号に類するもの）である。したがって、鳥井議員が参加したクルーズは、こうした「豪華船クルーズ」であるものと推測される。

エ いずれにしても、鳥井議員の旅費支出の違法性を判断するにあたっては、同議員が参加したクルーズが具体的にどのようなものであったのかも重要な要素になるので、監査委員において十分に調査していただきたい。

## 6) 旅費支出の違法性

本件旅行において行われた「視察」は実質的に、旅行会社が企画販売したカリブ海クルーズ・ツアーを利用して、船旅を楽しみマリーナを<見て回った>観光にほかならず、岡山県の県政とは関連性がない。

したがって、この「視察旅行」の旅費を岡山県が支出することは違法である。

## 7) 不当利得

よって、本件視察旅行につき支出された旅費金 940,647 円の支出は違法なので、その支出を受けた鳥井議員は同額の不当利得をしているので、岡山県に対し同金額に支出の日の翌日である令和5年12月22日から年3分の割合による利息を付して返還すべき義務がある。

## ② 本山紘司議員

### 1) 本山議員の海外視察旅行

岡山県議会議員本山紘司は、令和6年1月21日から同月24日の期間、台湾を視察先として海外視察旅行を行った。

当該旅行は、本山議員を含め4名が参加して行われたものであるが、本山議員以外の参加者3名が誰であるかは明らかでない。

### 2) 岡山県の旅費・役務費の支出

岡山県は、前記海外視察旅行につき、令和6年3月29日、①旅費として金 256,286 円、②役務費として金 75,000 円、合計金 331,286 円の支出負担行為決議を行い、同年4月5日これを本山議員に対して支払った。

### 3) 本山議員の視察旅行の日程と内容

当該旅行の日程及び内容は、以下のとおりである。

ア 1月21日（日）

17:30 台湾桃園空港到着  
チャーター車で台南市へ  
台南市のホテルにチェックイン

- イ 1月22日(月)  
チャーター車で以下の目的地を視察
- a 烏山頭ダム及び八田與一記念館(50分)  
(昼食)
  - b 二峰圳取水井(30分)
  - c 橋頭糖廠(60分)
  - d 鎮安堂飛虎將軍廟(時間不明)
  - e 林百貨店(時間不明)

- ウ 1月23日(火)  
チャーター車で以下の目的地を視察
- a 副瀨富安宮(60分)
  - b 嘉義農林学校校長官舎(40分)  
(昼食)  
(台北市のホテルにチェックイン)
  - c 六氏先生之墓(芝山巖)(時間不明)

- エ 1月24日(水)  
チャーター車で桃園空港へ  
帰国

#### 4) 岡山県の支出の内訳

岡山県が本件旅行について行った支出の内訳は、

##### ア 旅費

a 航空運賃	100,905 円
b 現地交通費(専用車代)	84,041 円
c 日当	20,400 円 (5,100 円×4)
d 宿泊料	46,500 円 (15,500 円×3)
e 国内航空運賃	4,440 円
(小計)	256,286 円

##### イ 役務費

a 通訳料	50,000 円 (200,000 円÷4人)
b 視察調整手数料	25,000 円 (100,000 円÷4人)
(小計)	75,000 円

である。

#### 5) 視察目的と視察対象の性格等

ア 本山議員の視察目的は、同議員の議員派遣申請書によれば、「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」とされている。

イ 視察先とされた各施設等は、

- a 烏山頭ダム、二峰圳取水井は、日本統治時代に建設されたインフラ施設、
- b 八田與一記念館は、日本統治時代に烏山頭ダムの建設など台湾の水利技術発展に寄与した日本人を記念する施設、
- c 橋頭糖廠は、日本統治時代に建造された産業施設(製糖工場跡)、
- d 鎮安堂飛虎將軍廟は、第二次大戦中に台湾で戦死した日本軍人を祀る廟、
- e 林百貨店は、日本統治時代に建築されたデパート、
- f 副瀨富安宮は、日本統治時代に自殺した日本人警察官を祀る『宮』、
- g 嘉義農林学校校長官舎は、日本統治時代に開設された学校の官舎、
- h 六氏先生之墓(芝山巖)は、日本統治時代に殉職した日本人教師を祀る墓、

# 令和7年2月4日 岡山県公報 第12673号

であり、いずれも日本統治時代にかかる旧跡で、台湾の日本統治時代に郷愁を感じる日本人の観光の対象となっている施設である。

ウ 本山議員（及び3名の同行者）は、旅程表や本山議員の報告書に徴する限り、上記の各施設等をく見て回る>以外の調査や面談は行っていない。役務費に含まれる「通訳」は、見積書によれば、1月22、23日の両日各8時間稼働し、「視察」対象全施設に随行することにされているので、明らかに観光ガイドである。

## 6) 旅費・役務費支出の違法性

本件旅行において行われた「視察」は実質的に、個人的趣味として台湾の日本統治時代に郷愁を感じる日本人の「観光」以外のものではなく、岡山県の県政とは何の関連性もない。したがって、この「視察旅行」の旅費・役務費を岡山県が支出することは違法である。

## 7) 不当利得

よって、本件視察旅行につき支出された旅費・役務費金 331,286 円の支出は違法なので、その支出を受けた本山議員は同額の不当利得をしているので、岡山県に対し同金額に支出の日の翌日である令和6年4月6日から年3分の割合による利息を付して返還すべき義務がある。

## ③ 結語

よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

## (3) 添付書類

証拠書類各写 各1通（以下の書類の掲載は省略する。）

- ・ 甲第1号証：議会事務局起案 議員の海外派遣について（アメリカ合衆国、イギリス領ヴァージン諸島）
- ・ 甲第2号証：議員派遣申請書 令和5年9月29日（鳥井良輔）
- ・ 甲第3号証：支出負担行為決議書兼支出命令書 支出命令内容 海外視察（米国、英国領ヴァージン諸島）鳥井議員
- ・ 甲第4号証：旅行命令（依頼）書 940,647円 議員 鳥井良輔
- ・ 甲第5号証：議員派遣報告書 令和6年1月25日 岡山県議会議員 鳥井良輔
- ・ 甲第6号証：ウィキペディア スーパーヨット
- ・ 甲第7号証：スーパーヨットの概要
- ・ 甲第8号証：ホームページ印刷 【待望のザ・リッツ・カールトン ヨットコレクション】
- ・ 甲第9号証：ホームページ印刷 【ザ・リッツ・カールトン ヨットコレクションのすべて】
- ・ 甲第10号証：議会事務局起案 議員の海外派遣について（台湾）、議員派遣申請書 令和6年1月15日 本山絃司 一部黒塗りなし
- ・ 甲第11号証：議員派遣申請書 令和6年1月15日 本山絃司 黒塗りあり
- ・ 甲第12号証：報告書 令和6年2月27日 本山絃司
- ・ 甲第13号証：旅行命令（依頼）書 256,286円 議員 本山絃司
- ・ 甲第14号証：支出負担行為決議書兼支出命令書 支出命令内容 海外視察（台湾）本山議員
- ・ 甲第15号証：支出負担行為決議書兼支出命令書 支出命令内容 1/21～24 本山議員（台湾通訳料および視察調整料）
- ・ 甲第16号証：精算決議書 支出命令内容 1/21～24 本山議員（台湾通訳料および視察調整料）

## 二 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和6年12月6日付けをもって受理した。

## 三 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述（要旨）

法第242条第7項の規定に基づき、令和7年1月10日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人代表者ほか3名が出席し、意見陳述要旨の提出及び陳述がなされた。

(意見陳述要旨を原文のまま記載。ただし、項目番号などについては本編に合わせて調整)

なお、陳述に際しては、同条第8項の規定により、関係機関の職員の立ち合いを認めた。

## (1) 鳥井良輔議員の旅行について

① 鳥井議員の旅行の旅程は一の3の(2)の①の3)に、県が行った支出の内容は同4)に記載したとおりである。

同議員の視察目的は、議員派遣申請書によれば、「瀬戸内海クルーズ環境整備・スーパーヨット誘致に向けた調査」とされており、同議員は旅行中に当該地域のマリナを視察したほか、国際ヨット仲買人協会メンバーと面談したとされている。

② そもそも、瀬戸内海にスーパーヨットを誘致することに現実性があるとは考えられないし、誘致に向けた調査を行う対象地域としてフロリダ〜プエルト・リコ〜ヴァージン諸島の地域が適切とも考えられない。

1) 瀬戸内海は船舶の通行や漁船の操業がきわめて多く、しかも全域にわたってスーパーヨットの停泊に適するようなマリナや法制的整備がされていない。したがって、瀬戸内海にスーパーヨットを誘致するには、膨大な先行投資と、海上交通・漁業等との全面的な調整が必要となる。

2) スーパーヨットはその大半が(それを所有する個人富裕層の所在を反映して)北大西洋地域に偏在しており、東アジアには極めて少ない。(中国の富裕層の所有が今後増加する可能性がなくもないが、その蓋然性が客観的に予測できる状況にはない。)現存するヨットが日本に来るには太平洋またはインド洋を経由しなくてはならず、これらの地域は日本同様あるいはそれ以上に基盤整備を欠いているので、「顧客」としては期待できない。しかもスーパーヨットの乗客数は大きなものではないから、停泊地に与える直接の経済効果は大きなものにはなりえない。

3) したがって、瀬戸内海にスーパーヨットを誘致するには、膨大な投資と調整を必要とする反面、投資に見合った経済効果を客観的に期待することができないので、およそ現実性に欠けている。

4) 鳥井議員が国際ヨット仲買人協会メンバーとの面談で「わかった」と述べていることは、面談せずとも判明する基礎的事実にすぎない。この程度の情報を得るためにアメリカに行く必要があるとは考えられないし、「聞かなければわからない」ことが仮にあるとしてもメールの交換等によれば十分である。

③ 鳥井議員の旅行の実際は(請求書にも記載したが)わからないことだらけである。

1) 当該クルーズが、どのような性格の、どのような船を利用したものが全く分からない。クルーズ中に上陸したかどうかとも分からない。

当該クルーズは、旅行代理店が販売する、プエルト・リコを出発地・帰港地とする商業クルーズと推定されるが、この推定が当たっているかどうかは報告書から分からない。

また、報告書によれば議員は数人のグループでクルーズに参加したものと解されるが、その人数も、同行者が誰かも分からない。

2) 鳥井議員の旅行において非常に特徴的なことは、現地交通費と通訳費用が全く支出されていないことである。その一方で、通常は支出されない(乗船期間中の)「食卓料」までが支出されているので、「支出できる費目は全部支出した」ことが明らかである。それなのに、通常必要とされ支出される現地交通費や通訳料がなぜ支出されないのか。通訳料は同行者中に英語に堪能な人があれば不要かもしれないが、現地交通費は必ず必要となるはずであり、これが支出されていないことは、行われたとされている「視察」の一部が行われていない疑いを生ぜしめる。

3) 鳥井議員が参加したクルーズが、商業的ないわゆる「豪華船クルーズ」であるのなら、本件支出は、実態として、「豪華船クルーズに参加するための出航地までの航空運賃+α」(「α」には、乗船期間中の日当や食卓料が含まれている)を公費から支出したに等しい。豪華船ク

ルーズは純然たる観光旅行であり、旅程の主要部分をそのような旅行が占める旅行を「視察」として公金を支出することは、非常に不適切である。

4) いずれにしても、鳥井議員の旅行に関しては、旅行に關与した旅行代理店を明らかにさせたうえで、「クルーズ」が具体的にどのようなものであったのかが客観的に明らかになる資料を、議員自身から十分に提出させたうえで判断していただきたい。

④ 県の保有する資料、及び議員の視察報告書を見る限りでは、本件旅行は実質的に個人的な趣味に出た観光であり、岡山県の県政とは関連性がないと言わざるを得ない。

## (2) 本山紘司議員の旅行について

### ① 本山議員の海外視察旅行

本山議員の旅行の旅程は一の3の(2)の②の3)に、県が行った支出の内容は同4)に記載したとおりである。同議員の視察目的は、議員派遣申請書によれば、「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」とされている。

② 同議員が旅行中に行った「視察」等の内容は、同行者を含めて4人で、日本統治時代の旧跡(いずれも、日本統治時代に郷愁を感じる日本人の観光の対象となっている)を見て回っただけであり、現地の関係者との面談が全く行われていない(このことは、議員の視察旅行としては、非常に珍しい)ことが顕著な特徴である。(なお、役務費に含まれる「通訳」は、1月22、23日の両日各8時間稼働し、「視察」対象全施設に随行することにされているので、明らかに観光ガイドである。)

同行者3人が誰であるかは全く明らかにされていない。

③ したがって、同議員の「視察」の実質は、観光以外のものではなく、岡山県の県政とは何の関連性もない。

なお、同議員についても、旅行に關与した旅行代理店を明らかにさせたうえで、同行者3名が誰でありどのような立場の人物だったのかが明らかになる資料を、議員自身から提出させたうえで判断していただきたい。

## 2 監査対象機関の陳述(要旨)

岡山県議会事務局(以下「議会事務局」という。)は、令和6年12月26日に本件請求に対する岡山県知事(以下「知事」という。)としての見解を示す文書を提出し、令和7年1月10日にその内容に沿って議会事務局長その他の職員が陳述を行ったが、その要旨は次のとおりである。

なお、陳述に際しては、法第242条第8項の規定により、請求人の立ち合いを認めた。

### (1) 鳥井良輔議員(以下「鳥井議員」という。)関係

① 議員を海外派遣する際の手続きについては、岡山県議会会議規則(以下「会議規則」という。)第131条に基づき、議長が派遣決定を行う。事務処理は、議員からの申請を受けて、事務局が申請書類や議員からの聞取りを行い、同条第2項の規定に基づき、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項について事務的なチェックを行った上で、問題ない案件について起案書による議長決裁を得る流れである。

② 請求人は、鳥井議員が10月3日から8日までの足掛け6日間のカリブ海クルーズに参加したと主張するが、鳥井議員が乗船したのは現地でチャーターしたカタマランヨットである。

③ 請求人は、報告書によっては、寄港地で上陸したか否かも分からないと主張するが、鳥井議員はカタマランヨットからテンドーボートに乗り換え、寄港地に上陸している。

また、本件視察については商業クルーズを使用したものではないと報告を受けている。

④ 請求人は、視察については報告書によれば見て回ったとしか分からないと主張するが、報告書には視察による体験とそれに基づく様々な考察が記載されている。

⑤ 請求人は、クルーズ自体は旅行会社が企画販売したツアーであり、鳥井議員はそれを利用したことが強く推定されると主張するが、視察の行程は鳥井議員自らが一緒に視察を行った同行者と計画したものであり、旅行会社が企画販売したのではないと報告を受けている。

⑥ 請求人は、視察は実質的に旅行会社が企画販売したカリブ海クルーズ・ツアーを利用して船旅を楽しむマリナーを見て回った観光にほかならず、岡山県の県政とは関連性がないと主張するが、鳥井議員は、以前から、観光産業の振興等による地域活性化のため、瀬戸内海における

クルーズ環境整備、スーパーヨット誘致について議会で質問を行う等、岡山県への提言を行っている。観光振興は、県の最上位計画「晴れの国おかやま生き活きプラン」の中においても重点戦略の一つとして掲げられており、今回の視察が県政と関連があることは明らかである。

本件視察は世界的なクルーズエリアであるカリブ海の中で、瀬戸内海と海洋環境が近いイギリス領ヴァージン諸島を視察先に選定し、現地で得られた知見を今後の提言に活かすためのものであり、請求人が主張する船旅を楽しむマリーナを見て回った観光ではない。よって、岡山県の県政とは関係がないという請求人の主張は認められない。

- ⑦ 請求人は、支出された旅費は違法なもので、その支出を受けた鳥井議員は同額の不当利得をしているので、岡山県に対し利息を付して返還すべき義務があると主張する。しかしながら、本件旅費の支出については、関係法令等に基づき、適正に執行、支出しており、何ら違法な点はなく、岡山県には請求人が主張するような何らの損害も生じていないと考えている。

## (2) 本山紘司議員（以下「本山議員」という。）関係

- ① 議員を海外派遣する際の手続きについては、会議規則第131条に基づき、議長が派遣決定を行う。事務処理は、議員からの申請を受けて、事務局が申請書類や議員からの聞き取りを行い、同条第2項の規定に基づき、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項について事務的なチェックを行った上で、問題ない案件について起案書による議長決裁を得る流れである。
- ② 請求人は、視察先の各施設は、いずれも日本統治時代にかかる旧跡で、台湾の日本統治時代に郷愁を感じる日本人の観光の対象となっている施設であると主張するが、これらについては請求人の推測に過ぎない。
- ③ 請求人は、本件旅行の視察は、実質的に個人的趣味として台湾の日本統治時代に郷愁を感じる日本人の観光以外のものではなく、岡山県の県政とは何の関連性もないと主張するが、本件視察は、本県と友好関係にある台湾において、友好親善の礎となった史跡等を訪問することにより、本県からの訪台客増加を促すための知見を得ることを目的としたものである。

今後、得られた知見をもとに、訪台観光ルートを提案するほか、修学旅行先として農業系、工業系の学校へ推奨することなどを通じて、交流の促進や岡山桃太郎空港の利用者増を図っていくとするもので、また、本県の特産品を台湾へ輸出する商機を見出すことを目的に現地の小売店の調査も併せて行っている。本山議員が視察した台湾は、岡山桃太郎空港発着の国際線では定期運航している唯一の地域である。観光庁の調査では、令和5年4月から9月にかけて本県に宿泊した外国人のうち台湾からの旅行者が全体の3割以上を占めるなど、台湾は普段から本県との人的交流が密接な地域であり、国際交流や観光振興、農産物の販売促進といった分野の施策を推進する上で非常に重要な地域となっている。本県と台湾の深いつながりを踏まえ、今後一層の交流促進等に資する施設ということで選定されたものである。

また、県政の最上位計画「晴れの国おかやま生き活きプラン」の中においても、グローバル人材の育成や空路利用促進等による観光振興にもつながることから、この視察が県政に関連があることは明らかである。

したがって、岡山県の県政と関連性がないという請求人の主張は認められない。

- ④ 議員の役務費について、請求人は通訳は1月22、23日の両日各8時間稼働し、視察対象全施設に随行するので、明らかに観光ガイドであると主張するが、議員が現地の言葉が分からないため、調査目的を果たすためには、視察対象全施設に通訳が随行し説明を受けるほか、現地の人との意思疎通を図る必要があることは明らかである。

したがって、観光ガイドであるとの主張は請求人の推測に基づいたものに過ぎず、認められない。

- ⑤ 請求人は、支出された旅費・役務費は違法なもので、その支出を受けた本山議員は同額の不当利得をしているので、岡山県に対し利息を付して返還する義務があると主張する。しかしながら、本件旅費及び役務費の支出は、関係法令等に基づき、適正に執行、支出しており、何ら違法な点はなく、岡山県には請求人が主張するような何らの損害も生じていないと考えている。

## 四 監査の実施

### 1 監査対象事項

# 令和7年2月4日 岡山県公報 第12673号

請求人の請求事項は、一の3のとおりであり、令和5年度の鳥井議員及び本山議員の海外視察派遣に係る費用弁償（旅費及び役務費の支出）を監査対象とした。

## 2 監査対象機関

監査対象機関は、法第153条第1項の規定により、知事の補助機関として令和5年度の議員の海外視察派遣に係る公金の支出に係る事務の執行を行った議会事務局とした。

## 3 監査の実施方法

(1) 四の1の監査対象事項について、法第199条第8項の規定により、議会事務局に対し、説明資料や証拠書類の提出を求めた。

(2) 三の2のとおり、議会事務局の陳述を聴取した。

(3) 令和7年1月14日に、議会事務局に対し、令和5年度の鳥井議員及び本山議員の海外視察派遣に係る会計事務の実施状況及び関係書類等の調査を行った。

## 五 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和5年度の鳥井議員の海外視察派遣に係る旅費並びに本山議員の海外視察派遣に係る旅費及び役務費の支出に関する請求については、いずれも理由がないものと認める。

## 六 事実関係の確認及び判断

### 1 監査の視点

議員の派遣については、法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、会議規則第131条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」とされている。

また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」とされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成5年（行ツ）第57号平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることとされることから、本件の海外視察派遣がそれに当たるか否かについて考慮しつつ、検討を行う。

### 2 鳥井議員

#### (1) 派遣目的について

① 請求人は、鳥井議員が派遣申請に記載した目的は「瀬戸内海クルーズ環境整備・スーパーヨット誘致に向けた調査等」であり、本件旅行において行われた「視察」は実質的には観光にほかならず、県政とは関連性がないと主張する。また、瀬戸内海にスーパーヨットを誘致することに現実性がないとも主張する。

議会事務局に対し、議員派遣の目的について説明を求め、証拠書類を確認したところ、鳥井議員は、会議規則第131条第1項の規定に基づき、議会閉会中の令和5年9月29日、議長に議員派遣申請を行い、同日付けで決裁を受けていた。申請書には、同条第2項に定める目的、派遣場所、派遣期間、具体的日程等が記載されており、本件派遣は同議員の申請を受けて、最終的に議長の判断で決定されたものであることを確認した。

議長の判断理由について尋ねたところ、鳥井議員は、瀬戸内海クルーズの推進は富裕層のインバウンド強化などの観光振興につながるとして、議会質問等を通じ、繰り返し瀬戸内海クルーズの環境整備やスーパーヨット誘致に向けた提案を行っており、今回の視察は、その実現に

向けた調査と考えていること、また、観光振興は、県の最上位計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」の重点戦略の一つとして掲げられており、県政と関連がある、と説明があった。

本県では、地域を支える産業の振興を同プランの重点戦略に掲げ、観光振興プログラムにおいて、地域の特長を生かした滞在型・体験型コンテンツの造成などにより満足度の高い魅力ある観光地づくりを進め、瀬戸内沿岸7県が参加するせとうちDMOなどと連携しながら戦略的なプロモーションを展開し、インバウンドの回復を図ることとしている。また、港を中心としたにぎわいの創出を同プログラムの推進施策に掲げている。

請求人は、瀬戸内海にスーパーヨットを誘致するには、膨大な投資と調整を必要とする反面、投資に見合った経済効果を客観的に期待することができないので、現実性に欠けると主張する。

瀬戸内海を世界的なクルーズエリアにするという政策の実現のためには、様々な課題があることは事実としても、近隣自治体でも同様な政策に取り組む動きがあり、将来にわたって実現可能性がないとまではいえない。

以上のことから、本件の派遣目的については、県が推進する施策と関連したものであり、議長が当該派遣を決定したことは適切であると判断する。

## (2)派遣計画について

① 請求人は、クルーズ自体は旅行会社が企画販売したツアーであり、鳥井議員はそれを利用したことが強く推定されると主張する。しかし、議会事務局から視察の行程は議員自らが一緒に視察を行った同行者と計画したものであるとの反論がなされた。

議会事務局において、証拠書類を確認した結果、旅行会社が企画販売した証拠は発見されなかった。本件視察は旅行会社が企画販売したクルーズツアー（商業クルーズ）に参加したのではなく、現地でチャーターしたカタマランヨットによる視察であると判断する。

視察の行程をみても旅行会社が一般旅行者に向けて企画販売したツアーを活用したものと異なるものであることから、当該派遣計画は、旅行会社が企画したのではなく、議員自らが計画したものと判断する。

② 鳥井議員は観光産業の振興等による地域活性化のため、瀬戸内海におけるクルーズ環境整備、スーパーヨット誘致に取り組み、瀬戸内海を世界的なクルーズエリアに育てることを掲げて政治活動を行っている。そのため、世界的クルーズエリアの一つと言われるカリブ海への視察計画を立て、相対的に費用がかからないカタマランヨットを使用して実際に航行するという計画は、視察目的に合致したものである。

以上のことから、本件議員派遣申請書に示された派遣計画は、「瀬戸内海クルーズ環境整備・スーパーヨット誘致に向けた調査、ヘリポート調査等」という目的に沿ったものと判断する。

## (3)実際に行われた海外視察の内容について

### ① 乗船した船

請求人は、鳥井議員が参加したクルーズが豪華船クルーズであるならば、純然たる観光であると主張する。

議会事務局からは、本件視察は、旅行会社が企画販売したクルーズツアー（商業クルーズ）に参加したのではなく、現地でチャーターしたカタマランヨットによる視察であり、テンドーボートに乗り換えて上陸している旨の説明があった。鳥井議員が乗船したのは80 フィート（約24 m）を超えるようなスーパーヨットではなく、42 フィート（約12 m）のカタマランヨットであった。鳥井議員がカタマランヨットに乗船している写真を確認した。

### ② 現地での活動

議会事務局に対し、鳥井議員の各視察先での目的、現地での活動と成果について照会したところ、次表のとおり説明があり、活動内容を確認した。

視察先	目的	現地での活動	成果
マンハッタン・ヘリポート	・瀬戸内海を世界レベルの観光地とするためにはヘリポート整備が課題であると考えており、今後、整備を進め	・ヘリポートの立地環境や待合ターミナル等の施設の状況などについて視	・岡山を含む日本国内のフライト環境との比較において、島々を巡る瀬戸内

	<p>るための知見を得ること</p>	<p>察</p>	<p>海フライトやナイトフライトには、大きな将来性があるとの知見が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧倒的スケールで運用されるヘリポートを視察することで、ヘリポート整備が、ヘリコプターに乗り慣れた欧米豪からのインバウンド対策として効果的であることが再確認できた。</li> </ul>
<p>マリーナ5箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サン・ファン・ベイ・マリーナ</li> <li>・オールド・サン・マリーナ</li> <li>・マリーナ・プエルト・チコ</li> <li>・ヴィラ・マリーナ</li> <li>・プエルト・デル・レイ・マリーナ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、観光産業の振興等による地域活性化のため、瀬戸内海におけるクルーズ環境整備、スーパーヨット誘致についての提言を行っており、今後、県内各マリーナの有効活用策についての提言を継続していくための知見を得ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各マリーナの係留施設やヘリポート等の付帯施設の整備状況のほか、マリーナで実施されているアクティビティや物販施設の状況などについて視察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の各港（宇野港や牛窓ヨットハーバー等）と比較することで、各港が抱える課題を再確認し、今後、各港の有効活用策についての提言を継続するための知見を得ることができた。</li> </ul>
<p>国際ヨット仲買人協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海のPRや瀬戸内海クルーズを実施する上での課題、スーパーヨットの世界的動向、アジアや日本市場の評価についてのヒアリングを行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ヨット仲買人協会の最高執行責任者等と瀬戸内海へのスーパーヨット誘致のための意見交換を行った。 （所要時間：約1時間半） （面談相手方の名刺を確認）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海の認知度向上のためのアドバイスをもらうとともに、法整備の必要性、係留する場所の確保といった課題についても聞き取ることができた。</li> </ul>
<p>在マイアミ日本国総領事館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首席領事と、フロリダ州と瀬戸内海エリアの交流促進について意見交換を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロリダ州と瀬戸内海エリアで海や港湾、クルーズに関連し友好関係を築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談の中で、フロリダ州は既に和歌山県との姉妹都市提携を行っているこ</li> </ul>

		けないか打診した。 ・フロリダ州と岡山県との姉妹都市提携等についても意見交換を行った。 (所要時間:約1時間半) (面談相手方の名刺を確認)	とから、岡山県との姉妹都市提携は難しいことが判明した。 ・よって、基礎自治体間の提携を検討することとし、視察後、玉野市長と面会し、玉野市とフォートローダーデール市との姉妹都市提携を提案した。
船上 (10月3日から8日)	・世界的なクルーズエリアであるカリブ海の中で、瀬戸内海と海洋環境が近いイギリス領ヴァージン諸島でのカタマランヨットクルーズを体験することで、現地で得られた知見を、瀬戸内海クルーズ環境整備及びスーパーヨット誘致についての提言に生かすこと	・より良い提言を可能とするため、乗船したカタマランヨットのクルーの一員として、自らが体験し、知見を得ることができるよう、操舵や係留等の作業を行い、瀬戸内海クルーズを実施する際の課題の洗い出しを行った。 (議員が乗船中の写真を確認)	・本件視察で得られた知見も活用しながら、議会質問等を通じて県への提言を行うとともに、玉野市や関係団体にも瀬戸内海クルーズやスーパーヨット誘致について働きかけている。

視察はほぼ計画どおりに実行されており、その後視察による体験に基づく様々な考察が行われていることを確認した。

以上のことから、実際に行われた海外視察の内容は、派遣計画に沿った合理的で妥当なものであると認められる。

(4) 旅行費用について

① 費用弁償(旅費)の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年岡山県条例第69号。以下「費用弁償条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、「議会の議員が、その職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。」とされている。

また、同条第2項但書きにおいて、「外国旅行の場合における費用弁償については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)中指定職の職務にある者の外国旅行に関する規定の例により算出した額とする。」とされている。

支給される旅費の内容として、航空賃及び車賃は、それぞれの実費が支給され、日当及び宿泊料は、旅行先の地域区分に応じて定額が支給される。食卓料は、船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、旅行先の地域区分に応じて定額が支給される。

なお、費用弁償条例第7条の規定に基づき、費用弁償の支給方法については、一般職の職員の旅費の支給の例によるとされている。

② 費用弁償(旅費)の支出額

鳥井議員の旅費の支出額は、以下のとおりである。

航空運賃 664,506 円、旅行雑費(空港税等) 8,800 円、日当(9月30日～10月12日) 78,400 円、宿泊料(9月30日、10月1日、2日、8日、9日、10日) 121,200 円、食

卓料(10月3日～7日)38,500円、国内航空運賃27,280円及び自宅と岡山空港間の車賃1,961円の計29,241円で、合計940,647円が支給されている。議会事務局において帳簿等を確認したところ、適切に支給されていることを確認した。

なお、食卓料については、鳥井議員は10月3日から7日までの間、独自にチャーターしたカタマランヨットに乗船していることから、旅費法第35条第4項で準用する同法第22条第2項に規定する「船賃を要しないが食費を要する場合」に該当し、食卓料の支出は妥当である。

また、現地交通費については、鳥井議員は同行者の車に同乗して移動し、議員からの請求がなかったことから支給していないことを、議会事務局に対する調査で確認した。

以上のことから、本件海外視察の旅費の支出については、関係法令等に照らして適切である。

## (5)まとめ

以上、鳥井議員の海外視察の派遣目的、派遣計画、視察内容、派遣費用について、監査を実施した結果、いずれの事項についても、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、違法又は不当なものとはいえない。

## 3 本山議員

### (1)派遣目的について

請求人は、本山議員が派遣申請に記載した目的は「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」であり、本件旅行において行われた「視察」は実質的には観光にほかならず、県政とは関連性がないと主張する。

議会事務局に対し、議員派遣の目的について説明を求め、証拠書類を確認したところ、本山議員は、会議規則第131条第1項の規定に基づき、議会閉会中の令和6年1月15日、議長に議員派遣申請を行い、同日付けで決裁を受けていた。申請書には、同条第2項に定める目的、派遣場所、派遣期間、具体的日程等が記載されており、本件派遣は同議員の申請を受けて、最終的に議長の判断で決定されたものであることを確認した。

議長の判断理由について尋ねたところ、本山議員は、台湾は岡山桃太郎空港発着の国際線では定期運航している唯一の地域で、本県との人的交流が密接で、国際交流や観光振興、農産物の販売促進といった分野の施策を推進する上で非常に重要な地域であり、また、選定された視察先は、本県と台湾との今後一層の交流促進等に資する施設であること、また、観光振興は、県の最上位計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」の重点戦略の一つとして掲げられており、グローバル人材の育成や空路利用促進等による観光振興にもつながることから、この視察が県政に関連があるとの説明があった。

観光庁の調査に基づき岡山県が公表した資料によると、令和5年4月から6月までに岡山県内で宿泊した外国人旅行者7万6千人余りのうち、台湾からの旅行者は2万人余りで全体の約3割を占めており、国・地域別では最も多く、令和5年3月の台湾との定期便の就航再開後、台湾からの訪問が大幅に伸びていた。

以上のことから、本件の派遣目的については、県が推進する施策と関連したものであり、議長が当該派遣を決定したことは適切であると判断する。

### (2)派遣計画について

本山議員が派遣申請に記載した目的は「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」であり、選定された視察先は、(3)の①に掲げる表のとおり、日本・岡山県にゆかりがある施設であった。

以上のことから、本件議員派遣申請書に示された派遣計画は、「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」という目的に沿ったものと判断する。

### (3)実際に行われた海外視察の内容について

#### ① 現地での活動

議会事務局に対し、本山議員の各視察先での目的、現地での活動と成果について照会したところ、次表のとおり説明があり、活動内容を確認した。

視察先	目的	現地での活動	成果
烏山頭ダム	・現在に至る友好親善の基礎	・八田與一記念館の	・岡山桃太郎空港と

<p>と八田與一記念館</p>	<p>を理解するため、本県と台湾の歴史的なつながりを学ぶ上で有意義と考えられる烏山頭ダムと八田與一記念館を調査対象に選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山平野の干拓事業と烏山頭ダム開発が農業生産高に与えた影響を比較することで、両者の関係性を深く理解することができる考えた。</li> <li>「現在に至る友好親善の基礎を理解するため、本県と台湾の歴史的なつながりを学ぶ」ことは、今回訪問した視察先全てにおいての共通目的</li> </ul>	<p>管</p> <p>理者から施設や展示内容の説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの建設経緯や施設概要、ダム開発等による農業生産への影響や効果などのほか、ダム建設を指揮し、灌漑技術などを台湾に導入した八田與一の業績や人物像などに関しても併せて説明を受けた。</li> </ul>	<p>台湾・高雄国際空港を結ぶチャーター便が増便されたが、高雄国際空港から1時間程度でアクセスできる同地は、視察、観光などのルートに組み入れることが有力な施設であることが確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、農業系または土木系学校などの修学旅行先としても提案していきたい。</li> </ul>
<p>二峰圳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>烏山頭ダムと同様に、現在に至る友好親善の基礎を理解するため、調査対象として選定</li> <li>2022年に蔡英文総統は、「独創的な工法で造った灌漑施設である二峰圳は、農業発展ばかりでなく、台日交流の礎となっている」と述べた。</li> <li>日本統治時代に、日本人技術者が主導して建設され、今もなお機能し続けている農業土木遺産である同施設を視察することにより、日本と台湾の歴史的なつながりについて理解を深めることができると考えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を視察するとともに、日本人技師・鳥居信平が建設した二峰圳(地下ダム)を30年以上にわたり研究し、日本と台湾間の学術交流及び相互理解の促進に大きく貢献したとして、2023年春に外国人叙勲で旭日中綬章を受賞された丁名誉教授(国立屏東科技大学名誉教授水文地質博士)から、研究の一端についての説明を受けた。(名刺を確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高雄国際空港から1時間程度でアクセスできる同地は、視察、観光などのルートに組み入れることが有力な施設であることが確認できた。</li> <li>今後、農業系または土木系学校などの修学旅行先としても提案していきたい。</li> </ul>
<p>橋頭糖廠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾が砂糖の主要供給地であった日本統治時代の1920年代に建設され、台湾の製糖産業を発展させる重要拠点</li> <li>同施設は、日本の技術と台湾の自然資源が融合した成果であり、日台間の経済的・技術的つながりを象徴している。</li> <li>このため、日本からの訪問者は、日本統治時代の台湾における産業発展とその背景を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示施設等の視察を行い、日本統治時代の台湾における産業発展を象徴する歴史遺産であり、日台の歴史的友好関係を学ぶ上で最適な訪問先の一つであることを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製糖工場としての歴史的価値だけでなく、文化体験や現地交流を通じて、多面的な学びが可能な施設であることを認識できた。</li> <li>今後、修学旅行先等として提案することで、アウトバウンドの増大による日台交流の促進を</li> </ul>

	<p>学ぶことができ、歴史的視点から日台関係を理解する機会を得られると考えたため、調査対象として選定</p>		<p>図っていききたい。</p>
<p>鎮安堂飛虎 將軍廟</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当廟は、第二次世界大戦中に台湾で亡くなった日本人飛行士、杉浦茂峰中尉を祀っており、故人の人格や行動に対する台湾人の尊敬と感謝の念を象徴した場所である。</li> <li>・日台友好親善において大切な役割を果たしていると言われており、現地でその状況を確認するため、調査対象として選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が日替わりで当廟の管理に当たっている状況を確認し、調査時に居留していた住民と情報交換を行った。</li> <li>・当廟では、年中行事や儀式を通じて、日本との文化交流が行われている場所であることを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県からの訪台客を誘導すべき施設であるとの認識が得られたため、今後、修学旅行先等として提案していききたい。</li> </ul>
<p>林百貨店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林百貨店は1932年創業の歴史を持ち、日本統治時代に建設された百貨店として、文化や伝統、また先の大戦の爪痕を残していることから、台湾が歩んできた歴史を象徴する観光地にもなっている。</li> <li>・店では、地元の特産品や伝統工芸品など、他にはない商品が取り揃えられており、岡山県産品、特にシャインマスカットや清水白桃のような高品質で独自性のある商品との親和性が高いと考えられ、商機を見出すことを目的に訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各フロアの店員と、通訳を通じて、倉敷ジーンズや内田縫製、笏本縫製品など、生鮮品に限らない、売れ筋商品のヒアリングを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本製品への信頼が高く、日本の農産品や加工食品に強い関心を示していた。特に、本県など地方の特産品は、台湾人にとって新鮮で魅力的な存在とのこと。</li> <li>・林百貨店を訪れる顧客は比較的購買力が高く、特別感や高品質を求める層が多い。</li> <li>・輸送コストと鮮度管理が課題であり、県と事業者が協力していく必要があるとの考察を得た。</li> </ul>
<p>東石副瀬富 安宮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾嘉義県に位置する東石副瀬富安宮に祀られている義愛公は、日本統治時代の巡査の森川清次郎を指す。</li> <li>・彼は地域住民を深く思いやり、自己犠牲的な行動によって今もなお住民から敬愛される存在となっている。</li> <li>・辺鄙な漁村に位置する義愛公を祀るこの地を訪れ、先の鎮安堂と同様に、本県からのアウトバウンド増に寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設の管理従事者から施設の概要とともに、なぜ日本人巡査が神格化され、丁重に祀られているかなどの事情について、ヒアリングを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先の鎮安堂と同様、本県からの訪台客を誘導すべき施設であるとの認識が得られたため、今後、修学旅行先等として提案していききたい。</li> </ul>

	<p>できる 施設かどうかを確認するため、調査対象として選定</p>		
嘉義農林学校校長官舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉義農林学校は、日本統治時代に設立され、1931年に甲子園大会で準優勝を果たし、日本全国から注目を浴びた。</li> <li>・その後、同校野球部の活躍を題材に2014年に映画化され、台湾と日本の若者が友情を育む姿を描き、台湾人にとって「日本文化への親近感」を再認識させるきっかけとなった。</li> <li>・日本とのつながりが強い同校の歴代校長の官舎を訪れ、将来にわたる本県と台湾との関係性についての意見交換を行うことを目的に訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾嘉農校友会理事長の陳昌坤から、日本とのつながり等を記した資料の説明を受けるとともに、今後の留学等を通じた友好親善など、日台交流に関する意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高雄線連続チャーター便が増便されたことで、より本県と往来がしやすくなった状況も踏まえ、今後の留学生の増加も期待されることから、機会を捉えて、本県の学校に対して台湾への留学に関する情報提供を行っていきたい。</li> </ul>
六氏先生之墓（芝山巖）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と台湾の関係は、教育を通じた日台の交流と協力が徐々に進展し、現在に続く両国の絆が形成された。</li> <li>・「芝山巖事件」は、日台関係における重要なターニングポイントの一つである。</li> <li>・同地の芝山巖学堂で殉職した教師たちは、台湾社会の近代化と教育普及のために尽力したことから、今も台湾人の間で敬意を集め、芝山巖には「六氏先生」を祀る碑が立てられ、教育と日台交流の象徴的な場所の一つとなっている。</li> <li>・こうした歴史を学び、今後の日台交流に関する考察を得ることを目的に、同地の視察を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の考察を得るため、周辺一帯が公園として整備されている同地の現状を視察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県からの観光客が芝山巖を訪れることにより、次の効果が期待できるとの考察を得た。</li> <li>・教育旅行の推進：岡山県の高校などの修学旅行・教育旅行先として活用できる。</li> <li>・地域間の連携強化：六氏先生の理念や教育の精神をテーマに、台湾と岡山県の連携を深めるきっかけとなる。</li> <li>・文化ツーリズムの発展：歴史を学びながら台湾の豊かな文化を体験することで、異文化理解が促進される。</li> </ul>

視察は計画どおりに実行され、一般的な観光とは異なる議員活動の一環として行われており、その後視察に基づく考察が行われていることを確認した。

以上のことから、実際に行われた海外視察の内容は、派遣計画に沿った合理的で妥当なものであると認められる。

なお、各視察先での詳細な内容は、本山議員の提出した議員派遣申請書、報告書には明記されておらず、後日の聞き取りにより判明したものもあった。

(4)旅行費用について

① 費用弁償（旅費）の支出の根拠となる法令等

六の2の(4)の①のとおり

② 費用弁償（旅費）の支出額

本山議員の旅費の支出額は、以下のとおりである。

航空運賃 100,905 円、現地交通費 84,041 円、日当（1月21日～1月24日）20,400 円、宿泊料（1月21日、22日、23日）46,500 円、自宅と岡山空港間の車賃 4,440 円で、合計 256,286 円が支給されている。議会事務局において帳簿等を確認したところ、適切に支給されていることを確認した。

なお、現地交通費について調査したところ、本山議員は1月21日から24日までの間、チャーターした車で視察を行っており、これに要する費用が 336,167 円であるところ、本山議員を含めた同行者4名で按分すると1人当たり 84,041 円となるため、同額が支給されている。

請求人は、同行者3名が誰でありどのような人物かを明らかにするよう主張する。

議会事務局に同行者について確認したところ、本件旅費・役務費の支給には同行者が誰かは関係ないため把握していないとの回答があった。

③ 役務費の支出額

本山議員の役務費について調査したところ、見積書によれば、通訳料 200,000 円及び視察調整料 100,000 円であり、本山議員を含めた同行者4名で按分すると1人当たり 75,000 円となるため、同額が支給されている。

議会事務局において帳簿等を確認したところ、見積書を徴し、現地の人件費等を調査した上で業者及び金額について決定していることを確認した。

請求人は、本山議員を案内した通訳は、1月22日、23日の両日、各8時間稼働して視察対象全施設に随行している。同議員は現地の方との面談をしていないのだから、通訳は実質的に観光ガイドであると主張する。

議会事務局に確認したところ、調査目的を果たすためには、視察対象全施設に通訳が随行し説明を受けるほか、現地の人との意思疎通を図る必要があり、また、本山議員は現地の言葉がほとんどわからないことから、通訳をつけることは合理的であり、当該役務費の支給は妥当である。

④ 旅行代理店等について

請求人は旅行代理店を明らかにするよう主張する。

議会事務局に確認したところ、当該視察の旅行代理店については、支出負担行為決議書兼支出命令書及び精算決議書の証拠書類から、台北市中山区の「揚昇旅行社有限公司」(Yang Sheng Travel Service Co.,LTD) であり、見積合わせにより決定されていた。

以上のことから、本件海外視察の旅費及び役務費の支出については、関係法令等に照らして適切である。

(5)まとめ

以上、本山議員の海外視察の派遣目的、派遣計画、視察内容、派遣費用について、監査を実施した結果、いずれの事項についても、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、違法又は不当なものとはいえない。

七 監査委員の意見・要望

本件監査の過程で、議員の海外視察派遣に関して留意すべき点が認められたことから、議会に対し次のとおり要望する。

1 議会での審査の充実

議員派遣については、議会の裁量に委ねられているものの、議会として説明責任を十分に果たせるよう海外視察の必要性や有用性の判断、視察先の選定等について県政との関連性を意識して、一層充実した審査が行われるよう努められたい。

2 視察報告書の充実

公金の支出による海外視察の結果として県民への説明責任を果たすために、第一義的には報告書が重要な手段であることから、議員は報告書の持つ意義について再認識いただき、県政との関連性

# 令和7年2月4日 岡山県公報 第12673号

と視察の成果を県民へ報告するという観点から報告書を作成していただきたい。

議会は、視察の目的や調査内容、視察の成果など、報告書作成の基準を明確に定め、県民に対する公開の方法などを検討していただきたい。